【規程番号　神女大短Ⅳ－007】

神戸女子大学・神戸女子短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範

神戸女子大学及び神戸女子短期大学の教職員は、公的研究費の使用に関して、社会に対する説明責任があることを自覚した上で、研究活動等に係る適正な業務遂行に努めるものとする。

1　教職員は、公的研究費の使用にあたっては、関係法令及び本学諸規程等を遵守し業務を遂行する。
2　教職員は、公的研究費の公共性を常に認識し、適正に使用する。
3　教職員は、公的研究費の不正使用を防止するために、透明性を確保した 管理・監査体制を整備する。
4　教職員は 、関係部署等と協力し不正使用防止に努めるとともに、公的研究費の適正な執行管理を行う。
5　教職員は、公的研究費の不正使用を知った場合は、速やかに通報窓口に通報する。
6　この規範の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

1　この規範は、令和２年４月１日から施行する。
2　この規範の施行に伴い、神戸女子大学における公的研究費の使用に関する行動規範及び神戸女子大学短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範は廃止する。